

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

重点事項通番： 36

管理番号	2	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
------	---	------	--------	------	-----

提案事項 (事項名)	国際ビジネス機受入の際のCIQ業務の移譲
---------------	----------------------

提案団体	佐賀県
------	-----

制度の所管・関係府省	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省
------------	---------------------

求める措置の具体的内容

地方管理空港における国際ビジネス機受入に限って、出入国の際に必要となる税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】

CIQ業務は、関税法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機（運航申請が直前でかつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない）の運航希望に対して空港のスロット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。

【改正の必要性】

国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の受入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、閉鎖的と思われている日本のビジネスジェット環境の改善につなげるものである。

【効果】

運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離発着に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることや、ビジネスジェットに関連した新産業の創出、地方空港の利活用促進などがある。

【懸念の解消策】

移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないので、県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。

根拠法令等

出入国管理及び難民認定法第6条
関税法第15条の3
検疫法第4条
植物防疫法第6条、第8条
家畜伝染病予防法第38条、第40条

○ 入国管理局では、観光立国の実現に向け、厳格さを維持しつつ、迅速かつ円滑な出入国審査を実施するため、空海港における入国審査官の増員、全国規模で応援派遣を実施するなどの体制整備に努めている。

本年7月には、審査待ち時間が長期化している地方空港について、緊急に出入国審査要員の増員を図り、佐賀空港を管轄する福岡入国管理局佐賀出張所についても、5名の増員を行い、今後、ビジネスジェットも含め、新規就航や増便があった場合にも対応できるよう、体制を強化したところ。

今後とも、出入国者数の状況等を踏まえつつ、迅速かつ円滑な出入国審査が実施できるよう、所要の体制充実に努めていく所存。

○ 一方、外国人の上陸審査や上陸許可など出入国管理に係る権限行使は、国として我が国領域内への上陸を認めてよいかどうかを判断するものであって、国家主権の行使にほかならず、事柄の性質上、いち地方公共団体が行い得る類いの判断ではないから、国が自ら行うべきものである（業務の特殊性）。加えて、出入国審査には、出入国管理及び難民認定法を始めとする関係法令や渡航文書に関する知識、偽変造旅券の鑑識能力など専門的な知識を要する（高度の専門性）。したがって、当該権限行使を地方公共団体に委譲することは困難であり、このことは、出入国の手段がビジネスジェットである場合でも変わりがない。

○ また、出入国管理に係る権限を地方公共団体に委譲することは、「国は国が本来果たすべき役割を重点的に担い、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる」という国と地方の役割分担の基本原則（地方自治法1条の2第2項、地方分権改革推進法5条1項）とも整合しないように思われる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○入国審査官の増員については、感謝申し上げる。しかしながら、増員によって、当県提案のビジネスジェットに対する臨機応変な対応が可能となるか不明であり、増員によってどの様な対応をとっていただけるのか早急に示していただきたい。

○「事柄の性質上、地方公共団体が行い得る類の判断ではない」との回答であるが、国民であることを示す戸籍事務、旅券発行事務も法定受託事務として市町村、都道府県が実施しており、国自らでなければ行うことなどができないとは言えない。

○専門性については、関係法令をはじめとする知識の習得については、例えば入国審査官OBを当県で雇用することや、職員の研修派遣により習得できると考えており、実務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、習得できない理由があれば、お示しいただきたい。

○当県提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港・成田空港等におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いことを認識しつつ、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受入については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当県提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。

全国知事会からの意見

関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの受入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお示しいただきたい。
- CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

佐賀県が観光立国実現等の観点から、ビジネスジェットの誘致に向けて御尽力されていることについては、十分理解しております、入国管理局としても全面的に協力をまいりたい。

佐賀空港については、福岡入国管理局佐賀出張所(佐賀市内所在)が管轄しているが、同出張所は、平成26年度増員要求で1名、平成26年7月の緊急増員で5名の措置を行い、平成25年度と比較すると3倍の職員数(9名)となった。

また、一週間のうち、定期便が就航している月、水、金、土、日には、7名の職員が佐賀空港にいるほか、定期便のない火、木にも、佐賀市内所在の出張所には職員が常駐しており、常時職員と連絡が取れる上、空港に職員を派遣することが可能な状態にある。

さらに、同出張所は空港まで車で30分の位置関係にあるほか、管轄は佐賀県のみであることから、急遽就航が決定するビジネスジェット等についても、速やかに、十分な職員を派遣することが可能である。したがって、臨機応変の対応が十分可能であり、御懸念には及ばないと考える。

以上のとおりであるから、出入国審査に関する権限移譲を行わなくとも、佐賀県におけるビジネスジェットの誘致(休日、深夜、早朝の受入れを含む)は実現可能であると考えている。むしろ、佐賀県には、運航会社からの就航情報を前広に当局へ伝達する形で、御協力いただきたいと考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	801	提案区分	C A又はBに関連する見直し	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	医師臨床修練制度(外国人医師、看護師など)に関する規制緩和等				
提案団体	兵庫県【共同提案】徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省、法務省				

求める措置の具体的内容

「医学物理士」の臨床修練制度対象者への追加や、外国人医師の臨床修練期間の弾力的運用を可能にすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

外国医師等が行う臨床修練は、医師、歯科医師、助産師等が対象とされているが、粒子線治療を行うために必要不可欠である「医学物理士」は対象となっていない。

【制度改正の必要性】

粒子線治療を行うためには、個々人の人材育成ではなく、治療を担うスタッフ全員を対象としたチームとしての人材育成が不可欠である。

その中で粒子線治療には大学院で物理を履修した「医学物理士」の存在が重要となるが現在の臨床修練制度ではこのような人材は対象となっていないことから、粒子線治療の普及・発展の観点からも制度の対象とすることは必要である。

また、現状の2年という臨床修練期間では、一連の技術習得には十分な期間が担保できない(日本人(大学院博士課程で物理を履修)の場合であってもその教育に2年はかかる)ことから、臨床修練期間の弾力的運用は必要である。

【別案】

粒子線医療は、医学物理士も含めたチーム医療で成立することから、臨床修練制度への位置付けが必要と考えるが、国家資格ではないという理由で「医学物理士」の臨床修練制度への位置付けが困難な場合は、出入国管理法及び難民認定法の別表第一の二に規定される在留資格「研修」の在留期間として「2年」を追加し、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることで対応可能。

根拠法令等

外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第17条等の特例等に関する法律第2条第4号、第3条
(出入国管理法及び難民認定法)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

「研修」の在留資格の在留期間については、出入国管理及び難民認定法施行規則(昭和56年法務省令第54号)別表第2に、1年、6月又は3月と規定されているところ、医学物理士の活動であることのみを理由に、同法務省令の特例として「2年」の在留期間を定めるることは困難である。

研修が1年を超えるとして、在留期間更新許可申請が行われた場合、その更新の許否については、必要性等を審査した上で個別に判断する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・粒子線治療を行う人材の育成には、医師を始めとした治療スタッフ全員を対象としたチームとしての研修が不可欠であるため、「外国人医師等臨床修練制度」と同期間の在留期間とすることが必要である。

全国知事会からの意見

所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

「外国人医師等臨床修練制度」における位置付けで研修を行うために在留資格「研修」が付与された者も、その在留期間は最長「1年」であり、研修が1年を超えるとして、在留期間更新許可申請が行われた場合、その更新の許否については、必要性等を審査した上で個別に判断しており、一般的には、その必要性等が認められたなら、在留期間更新許可がされるものと考える。

このことは、医学物理士として活動するとして、在留資格を付与された場合であっても同様である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	6	提案区分	A 権限移譲	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	法務業務に係る各種証明書交付事務の権限移譲				
提案団体	新見市				
制度の所管・関係府省	法務省				

求める措置の具体的内容

不動産登記の登記事項証明書、地図の証明書や商業・法人登記の登記事項証明書、印鑑証明書などの交付事務について、市が直接行うことができるよう権限移譲を要望する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

岡山地方法務局新見支局の廃止統合に伴い、各種証明書の交付申請について、本市利用者の利便性が大きく損なわれ、本市利用者の時間的経済的負担が増加している。
また、法務局庁舎外の市役所庁舎などで、登記に関する証明書を取得することができる法務局窓口としての「法務局証明サービスセンター」を設置し、“民間委託”により、各種証明書交付事務を行っている自治体もあるが、本市で同様の事務を“直接”行うことは、法により制限されている。
本市が直接、各種証明書の交付を行うことにより、法務局支局の廃止統合前の新見地域での交付が可能となり、利用者の時間的経済的負担が大幅に改善される。

根拠法令等

不動産登記法第119条及び第120条、商業登記法第10条及び第12条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

登記事項証明書等の交付事務は、法務局庁舎内におけるものと法務局証明サービスセンターにおけるものとを問わず、公共サービスの実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から包括的に民間委託が実施されており（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公サ法」という。）第33条の2）、改めて地方公共団体に権限を移譲することは、適当ではない。

なお、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の送付を請求することができる制度や、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度（登記情報提供サービス）を整備しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

市町村が直接実施する場合、委託業者の作業スペースが不要になり、既存の役場の執務環境を維持したまま事務を行うことができる、民間委託より費用軽減が見込まれるなどの利点がある。

なお、法務局証明サービスセンターについては、設置基準があり、基準を満たさない自治体は、導入することができない。現に本市においても設置基準を満たさないため、導入できていない。加えて、国の出先機関の見直しにより、岡山県地方法務局新見支局が廃止され、市民は約40km離れた高梁支局まで行かなければならぬ大変不便な状況である。このような市民（国民）に不利益となる廃止・統合は承知できない。

以上のことにより、移譲が困難ということであれば、民間委託だけではなく希望する市町村に対して委託できるようにすることを要望する。

また、郵送やオンライン請求等の制度が整備されてきているが、郵送だと時間と手間がかかることや、インターネットでは、高齢者がパソコン操作に慣れなことなど、不便な点もある。さらなる利便性の向上のためには、市町村の窓口で各種証明書を交付できる環境整備が必要と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市への移譲については、提案団体の提案のとおり、手挙げ方式とするべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

登記事項証明書等の交付事務は、国（登記官）が行う事務であるが（不動産登記法第119条第1項等）、公サ法において特例を設け（同法第33条の2）、現在、公共サービス改革基本方針（平成26年7月閣議決定）に基づき、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するために必要かつ適切な監督を行いつつ（同法第4条）、包括的民間委託を全国的に実施しているところである。

これに加え、法務省としては、利用者の利便性を高めるため、郵送又はオンラインにより登記事項証明書等の送付を請求することができる制度や、インターネットを利用して登記情報を確認することができる制度（登記情報提供サービス）を整備していることに加え、公サ法に基づき、登記事項証明書等の交付事務について包括的民間委託を実施することにより、サービスの質と利用者の利便性の向上に努めているところである。

御提案のように、国の行政事務を地方公共団体にも委託することを可能とするには、公サ法等において民間事業者に加えて地方公共団体への委託も可能とする等の制度的な見直しが必要と思われるところであり、現行制度の枠内では、御提案に応ずることは困難である。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	255	提案区分 B 地方に対する規制緩和	提案分野 その他
提案事項 (事項名)	住民票取次所における戸籍謄抄本の交付の可能化		
提案団体	鎌ヶ谷市		
制度の所管・関係府省	法務省		

求める措置の具体的内容

鎌ヶ谷市で実施している住民票取次所の交付に、戸籍謄抄本の交付を追加する。本市では、申請者からの電話予約により、住民票を民間商店や公民館等を取次所として配達し、市役所開庁時以外でも交付できるようになっています。しかし、戸籍謄抄本については、法務省からの通知(回答)により電話予約による交付ができません。市役所開庁時以外の休祭日及び最寄りの取次所での戸籍謄抄本の交付を要望する市民も多く住民サービスの向上につながります。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

鎌ヶ谷市は、千葉県北西部に位置し人口約10万人、面積約2千haで、支所、出張所(1カ所)が無く、住民サービスとして住民票の取次所での交付を実施しています。取次所では休祭日や夜間でも交付が可能です。民間取次所7か所、公共8か所、平成25年度実績753件。一方、戸籍謄抄本については、平日窓口と郵送請求のみ交付が可能で、電話予約による時間外や休祭日については法務省通知(回答)で交付不可であることを住民に説明しています。住民からの戸籍交付に関する問合せについては、1日に5件程、月曜日は特に多く1日10件以上です。例としては、パスポートの申請や婚姻届、転籍届などの添付書類、携帯電話の家族割に使用するので戸籍交付の電話問合せがあり、仕事の関係で平日来庁は困難であることから、身近な住民サービスである取次所での戸籍謄抄本の交付を要望されることが多々あります。

戸籍謄抄本の電話予約受付手順としては、電話予約時に、申請人等の住所、氏名、生年月日、本籍地、電話番号、必要な理由(使用目的)を聞いて交付書類を取次所に配送します。本籍地に違いがある場合は、配送できない旨の連絡をしますが、本籍地に相違があることを伝えるだけですので、法務省回答にある、本籍地を教示することや対象戸籍の有無については、電話連絡者に回答することはありません。また、電話予約の対象を戸籍謄抄本のみとして、除籍、改製原戸籍、戸籍の附票(住所の履歴)を交付対象外にすることから、個人の所在探索を助長する恐れはありません。

根拠法令等

戸籍法第10条第1項及び第3項
平成2年7月30日付法務省民2第3178号民事局第二課長回答「戸籍謄抄本の電話予約による平日時間外又は休祭日等の交付は認められない」

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

戸籍謄本等の交付請求に当たって、現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名及び住所又は生年月日を明らかにしなければならないとされる（戸籍法第10条の3第1項、戸籍法施行規則第11条の3本文）。ここでいう「現に請求の任に当たっている者」とは、窓口に出頭した者（送付請求の場合は交付請求書上に記載された請求者）を指すものであり、電話による請求は前提とされていない。また、電話での聴聞によって本人確認をすることは、本人確認を厳格化した改正戸籍法の趣旨に反することから、電話による交付請求は認められない。

なお、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡しは、官民競争入札又は民間競争入札の対象とすることができるとされており（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公サ法」という。）第34条第1項第1号）、民間事業者がこれを実施する場合は、同法の要件を満たす必要がある（公サ法第34条第2項）。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

戸籍謄抄本の請求に関して、通信媒体を利用する手段として他にオンラインやファックスを使用した交付請求について、実施を検討した場合の可能化についてご教示願いたい。

オンライン申請では電子署名法により本人確認が可能であり、ファックスにより運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード等の顔写真の付いた官公庁が発行した身分証明書であれば、本人確認になりうるものと思われる。

また、取次所を公民館等の公共施設に限定し、本人確認については事前に送信された身分証明書と同一の証明書であることを市職員が確認できれば交付が可能かと思われる。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

電話予約による交付については、本人確認等において課題があるため難しいと考えるが、住民が利用しやすくなるよう、提案団体の意見を踏まえた検討を行うこと。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

本人等請求（戸籍法第10条第1項）により、オンラインで交付請求された戸籍謄本等について取次所で引渡しを行うには、交付時に請求者本人から本人確認書類が提示され、提示された書類によって本人確認をできることが必要である。

また、本人等請求により、戸籍謄本等をファクシミリで請求するには、請求者が交付請求書とともに本人確認書類を送信し、交付時にも本人確認書類の提示があり、請求時に送信された本人確認書類の写しと提示された本人確認書類とが一致することが必要となる。加えて、市区町村に交付請求書が送信されたときに、市区町村側でファックスを受信したことを適時に認識できる仕組みや、受信した交付請求書がその他の送信された書類と紛れないようにする仕組みなどを構築する必要がある。

以上の体制を整備した場合は、提案の取扱いを認容する余地はあるものと考える。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	433	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	戸籍の届出があった場合の証明書発行禁止処理の撤廃				
提案団体	神戸市				
制度の所管・関係府省	法務省				

求める措置の具体的内容

市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合、その内容が戸籍システムに反映されるまで、戸籍の証明書の発行禁止処理を行っている。これを見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載し、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いにより発行禁止処理を撤廃するよう提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案概要】市町村は、法務局からの指導により、戸籍の届出があった場合には、届出の内容が反映されていない証明書が発行されないよう、届出の内容が戸籍システムに反映されるまでの間、戸籍の証明書の発行禁止処理を行うことが求められている。

そのため、開庁時間外の戸籍の届出については、職員が常駐していない限り証明書を発行することができないことから、コンビニエンスストアにおける交付も開庁時間内のみとせざるを得なくなる。

したがって、開庁時間外にも戸籍の証明書を発行することができるよう処理基準を見直し、届出を受領した「受領日」と、処理を行った「受理日」を戸籍に記載することにより、戸籍の受理は「受理日」とするが、効力は「受領日」に遡って発生することとする取り扱いを提案する。

なお、現在の処理基準の下でも、戸籍の届出を本籍地以外の市町村で受領する場合は、戸籍システムを操作できるのが本籍地市町村の職員のみであることから、受領の時点で発行禁止処理を行うことはできず、本籍地市町村に届出書類が転送され処理が行われた時点で、民法に基づき届出時点に遡って効力が発生するとされている。(本籍地市町村が受領市町村から書類の送付を受けた日を入力している。)

【支障事例】本市においてもコンビニ交付の導入を検討しているが、戸籍の証明については開庁時間しか発行できないとなれば、市民サービスの点でコンビニ交付のメリットを活かしきれない。

根拠法令等

戸籍法第1条、第3条、第4条
平成13年12月12日付法務省民一第3047号札幌法務局長あて民事局長回答

交付抑止機能は、届書の受領から受理までの間に当該戸籍の記録事項証明書が交付された場合、届書の受領の日をもって戸籍に記載されるべき記録事項がないまま、証明書が発行されてしまうこととなるから、このような事態を防止するために設けられたものであり、戸籍の信用性を確保するために必要な措置であることから、この処理を廃止することは相当ではない。

なお、戸籍に記載日を記載する処理については、届出日及び送付を受けた日に加えて戸籍に日付を記載することは戸籍記載が煩雑になる上、親族的身分関係を公証する戸籍制度の趣旨に照らして、当該事項が必要な記載事項とは解されないことから、そのような処理を行なうことは考えていない。

おって、提案者においては、提案内容が実現されない場合において、コンビニ交付を実施したときは、戸籍の証明書については開庁時間しか発行できないおそれがあることを主張するが、時間外に受け付けた戸籍届書について、届出時点で交付抑止処理をすることにより、開庁時間以外の時間であってもコンビニ交付を実施することは可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在は他都市で届出の提出が行われた際には本籍地の市町村に送付されてきた段階で初めて発行抑止が行えるのであり、実際に届出が行われてからでも証明書が交付される状況にあるため、発行抑止が戸籍の信用性を確保するために必要な措置であるとは言えない。

おそらく、他都市で届出が行われた場合には送付を受けた日を入力するため、届出提出後に証明書が発行されたとしても、送付を受けた日以前であれば、送付を受けた日との齟齬は生じないため問題がないとの考えだと思われるが、届出の効力は他都市での届出時に遡るのであり、効力発生日との間で齟齬が生じるのは同様であることから、発行抑止により戸籍の信用性を確保する意義は薄い。

特に戸籍の信用性が問題になるような場合は、悪意をもって戸籍を利用する場合に限られるため（一般的に届出前の証明書では用をなさない）、そのような場合には戸籍の信用性とは別に事実を明らかにすることになると思われ、その点からも発行抑止が戸籍の信用性に影響を及ぼしているとは考えにくい。

なお、本市のような政令市においては、時間外の届出窓口が複数存在するため、届出時点での交付抑止処理を行うにはすべての時間外届出窓口において交付抑止処理を実施できる体制を整える必要があり、実現へのハードルが高く、先行してコンビニ交付を実施している政令市においてはすべて発行時間を区役所開庁時間に限定しているのが実情であることを考慮いただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

事務処理の混乱等の懸念が考えられる。提案内容に関し、住民の利便性の向上にむけた十分な検討が必要である。

交付抑止処理は、本来、非本籍地で受け付けた戸籍届書についても、本籍地に提出された場合と同様に、届書が提出時点で行うことが戸籍の信用性確保の目的にかなうことから、非本籍地で受付がされた時点で非本籍地から本籍地に対して連絡の上、本籍地において行うことが望ましい。

しかし、現実の問題として、届出の都度、非本籍地から本籍地に対して連絡をすることは、事務が極めて煩雑になり、例えば在外公館で受け付けた届書については、そもそも本籍地に対して交付抑止処理を依頼するために連絡をすること自体が現実的ではない。すなわち、各市区町村毎に戸籍情報を管理し、市区町村間で戸籍情報を共有しない現状において、非本籍地の届出についても本籍地に届出がされたときと同様の交付抑止処理を実施することは困難である。

一方、本籍地として自らが受け付けた届書については、自らの責任において交付抑止処理をすることができるものであるから、戸籍制度の信頼性を極力損なわないための措置として交付抑止処理を実施すべきである。非本籍地の届書も交付抑止処理をしないのであるから、本籍地の届書も交付抑止処理をする必要がないとの提案者の主張は、公証制度の在り方として好ましくないことから、交付抑止処理を行わないことは認められない。

したがって、開庁時間外にコンビニ交付を実施することは、現行規定上、可能であるが、開庁時間外に提出された届書についても、時間外窓口において交付抑止処理を行う必要がある。もっとも、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とすることを検討する中で、住民の方の利便性の向上を図る検討をしてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	833	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る市窓口業務の委託に係る規制緩和				
提案団体	三鷹市				
制度の所管・関係府省	総務省、法務省				

求める措置の具体的内容

住民票の写し等の交付請求に対する交付・不交付の決定や請求等に関する審査以外の業務については、「市町村の適正な管理下」にあれば民間事業者が行うことができるとしている。また、戸籍謄抄本の交付請求や戸籍の届出に関して「事実上の行為又は補助的行為」について「市町村職員が常駐し、不測の事態等に際しては当該職員自らが臨機適切な対応を行うことができる体制であれば」民間事業者がその業務を行うことができるとされている。ICTの利活用を含めて本庁舎の市民課職員と密に連携し「適正な管理下又は臨機適切な対応ができる体制」があれば、必ずしも同一施設内に市職員が常駐しない場合でも業務の委託をすることができるようにしていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当市においても市政窓口において業務委託を実施しているが、ICTの利活用を含めて職員が(遠隔で)適正な指示を行うことにより、職員が常駐する場合と同様に、不測の事態等に際しても臨機適切な対応が可能と考える。

根拠法令等

(総務省関係)平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」

(法務省関係)平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することができる業務の範囲について(通知)」

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

市区町村職員が業務実施官署に常駐しなければ、不測の事態等に際して市区町村職員が臨機適切な対応を行うことができる体制が確保できず、市区町村長が戸籍事務を管掌しているものと評価できないことから、提案に応じることはできない。

なお、事実上の行為又は補助的行為のうち戸籍謄本等の交付請求書の受付及び戸籍謄本等の引渡しについては、公サ法に基づき、市区町村職員が常駐しない場合であっても民間事業者が自ら戸籍事務の処理を行うことが認められている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ① 職員が遠隔で適正な指示を行う環境としては、ICT(テレビ電話システム等・書類についてはFAX)を活用しつつ、やり取りを行うなどを想定している。
- ② また、市内に4箇所ある市政窓口のうち、土日夜間も開館している三鷹駅前市政窓口については職員が必ず常駐する形態とし、他の平日日中のみ開館している窓口については、本庁舎または、三鷹駅前市政窓口の職員が遠隔で適正な指示をすることが可能と考え提案に至った。
なお、本庁舎からは、どの市政窓口にも10分程度で着くことができるため、不測の事態が発生した場合においても、本庁舎等から職員が駆け付ける体制を確保することは可能と考える。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重すること。なお、ICTの利活用等により、職員が適正な指示を行うことができるかなど、十分な検証が必要である。

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

戸籍事務は、その実施が国の義務に属し、国においてその適正な執行を特に確保する必要があるものとして法律により特に定められているもの(第一号法定受託事務)に当たることから、国が責任を持って適正な事務処理体制を確保する必要があるところ、市区町村職員が常駐していれば、不測の事態において、臨機適切な対応を行うことができる体制が確保されていると評価できるものと考えるが、これと同等の体制が確保されているものと評価できる場合においては、これを認める余地もあり得るものと考えることから、個別案件として管轄の法務局に対して照会されたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	834	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
------	-----	------	--------------	------	------

提案事項 (事項名)	住民基本台帳関係事務及び戸籍事務に係る証明書等の交付に係る規制緩和
---------------	-----------------------------------

提案団体	三鷹市
------	-----

制度の所管・関係府省
総務省、法務省

求める措置の具体的内容

住民票の写しや戸籍等抄本などの証明書等の交付については、本人等が取得する場合には、交付・不交付の決定や請求内容等の審査においても困難でないと考えられるため、証明書等の交付において交付・不交付の決定や請求内容の審査を民間事業者が行うことができるようにしていただきたい。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

証明書等の交付については、自動交付機やコンビニ交付も普及している状況である。
異例ないし困難な事例については、職員が決定や審査を行うこととし、平易な事案については委託することが可能と考える。

根拠法令等

(総務省関係) 平成20年3月31日付総行市第75号、総行自第38号、総税企第54号「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務について民間事業者に委託することができる範囲について」、平成20年9月9日付総務省自治行政局市町村課事務連絡「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務の民間委託に関する質疑応答について」
(法務省関係) 平成25年3月28日付法務省民一第317号「戸籍事務を民間事業者に委託することができる業務の範囲について(通知)」

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

戸籍謄本等を交付するか否かの要件該当性の判断は、事実上の行為又は補助的行為に該当せず、市区町村職員の判断が必要となる業務であり、市区町村職員の関与なく行政処分がされるべきでないことから、提案には応じられない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

--

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

平易な事案については、委託できるよう、提案団体の意見を尊重し、検討すること。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

第1次回答で回答したとおり、提案には応じられない。

なお、平易な事案であるか否かは、判断による結果の問題であり、その判断自体を市区町村職員が行う必要があることを説明しているものである。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	661	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	人権擁護委員の委嘱に関する事務権限の指定都市等への移譲				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	法務省				

求める措置の具体的内容

人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について、法務省から指定都市及び希望する市町村へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

法務省は、平成25年に人権擁護委員の委嘱に関する事務権限全般について全国の地方自治体に一律・一斉に移譲する事務と整理した旨の見解を示した。一方、「全国一律」の移譲について、全国市長会が反対意見を表明し、第4次見直しの対象とはならなかった。

【支障事例】

法務大臣が委嘱することで、結果として保護司等が兼務する例が多くなるため、人権擁護委員の活動に専念しづらく支障をきたす事例が散見される。また、就任した委員が、各市町村への帰属意識を持ちづらい場合があるなど、市町村との円滑な連携に支障をきたしている。この点、法務省における平成25年の検討等の後も、依然として支障がある状況に変わりはない。

【制度改正の必要性】

事務権限全般について移譲を受けることで、市民に身近な基礎自治体において、地域の実情に即した活動を行うことが可能となる。また、基礎自治体で委嘱に係る事務を担当することで、人権擁護委員に基礎自治体の人権施策と連携する意識づけの効果が生じ、相談、啓発等の事業について、より一層連携を進めることができるとなるほか、人権擁護委員に民生委員など地域の実情を把握した人員を選任することが可能となる。さらには、川崎市独自の制度である人権オンブズパーソン制度と、相談、啓発等の事業との連携をより一層進めることができるとなる。

【懸念の解消策】

必ずしも権限移譲を希望しない市町村があることが想定されるが、手挙げ方式の採用により希望しない市町村への権限移譲を回避することができる。

また、法務大臣表彰等を廃止し、あるいは叙勲対象から除外する場合は、これに代わる表彰制度を市町村において検討する必要がある。

根拠法令等

人権擁護委員法第6条

当省では、人権擁護委員の委嘱に関する事務について、全国の地方自治体に一律・一斉に事務権限を移譲するが、その前提として、法務大臣の委嘱に当たって適切な判断がされ、適任者を確保できるようにするため、地方自治体から十分な判断資料の提供等がされる仕組みが新たに構築される必要があるとした。

これに対して、全国市長会及び全国町村会からは、「現状が効率的である。」、「市町村長は、議会意見を聞いて候補者を推薦しており、市町村から更に他機関に意見を求めることは、議会軽視につながる。」、「法務大臣が委嘱し、指揮監督を受ける以上、国による意見照会は重要である。」等の意見が出され、「当面、移譲を見送るべきもの」と整理された。

全国的に人権擁護委員の活動の一定水準を確保するためには、委嘱事務の仕組みが全国的に統一され、人権擁護委員の委嘱に当たり、国(法務大臣)が統一的に判断することが必要不可欠である。提案主体の求める措置内容の趣旨は、必ずしも明らかではないが、委嘱事務の仕組みが市町村によって異なることは、全国的な水準の確保の点から問題があるほか、事務の輻輳を招き事務の効率化の点からも問題があるため、手挙げ方式により移譲を希望する市町村にのみ事務移譲することは適切ではない。

なお、人権擁護は、日本国憲法の理念にのっとった国的重要な施策であり、国が行う人権擁護活動の一翼を担う人権擁護委員としての活動は、国の職務であるが、一方、人権擁護委員は、地域と連携した人権擁護活動を通じて、地域住民の福祉に寄与するものである。人権擁護委員活動を推進する上で、人権擁護委員の適任者の確保は、重要課題であるとの認識の下、人権擁護委員の活動及び役割について、推薦母体である市町村に理解を求めるとともに、委員の能力の向上に努めているところであるが、引き続き適任者の確保について周知する必要があると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

指定都市市長会では、住民に最も身近な基礎自治体である指定都市へ事務権限を一元化することにより、地域住民のニーズに基づき総合的、自立的、効率的な都市経営の推進に大きく寄与することが期待できるここと等を基本的考え方として、平成22年10月に「国の出先機関の原則廃止(抜本的な改革)に対する指定都市市長会の提案」を国に対して行い、指定都市が優先的に移譲を求める事務・権限(重点項目)として、「人権擁護委員の委嘱に関する事務」を掲げたものである。また、全国市長会からも「移譲すべきとの意見と国が引き続き実施すべきとの意見の両意見が出され、今後更なる検討が必要。ただし、指定都市はやることが可能。」との意見を国に提出している。本市としては、これらの経過を踏まえて、全ての指定都市を移譲対象とすることを前提として、手挙げ方式により移譲を希望する市町村に事務移譲との提案を行ったものである。懸案事項とされる全国的な水準の確保等については、国・地方のどちらが事務を行った場合にも水準が確保できるよう統一的な判断基準を設けることなどで解消すると考えられる。

なお、居住する市町村を区域とし、大臣が委嘱する委員として行政相談委員や民生委員などの制度があるが、人権擁護委員候補者の推薦に際して市町村長が議会の意見を聞くことを必要と定めているのは人権擁護委員だけである。このように推薦手続に差を設ける合理的な理由が明らかにされていないため、人権擁護委員候補者の推薦に当たり議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める萩市からの提案について賛同する。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

人権擁護委員の委嘱については、全国一律の権限移譲は行うべきではない。

【事務権限の移譲】

貴市からの意見にある全国市長会からの意見は、人権擁護に関する事務について、平成22年7月に提出されたものであるが、その後の検討を経て、平成25年6月には、人権擁護に関する諸事務のうち、人権擁護委員の委嘱に関する事務については、「現状が効率的である。」「全国的な見地から公平な検討が必要であり、適切・均一な判断ができる。」、「議会意見を聴いて推薦しており、市町村からさらに他機関に意見を求めるることは、議会軽視につながるもの。」、「法務大臣から委嘱され、指揮監督を受ける以上、国においても検討する機会はあってしかるべき。意見照会は国が関与する重要な機会である。」との理由が付された上、当面移譲を見送るべきとして回答があつたものと承知しているが、これらの理由は、全国一律の権限移譲の場合のみならず、手挙げ方式による権限移譲の場合においても共通して発生する問題である。

また、手挙げ方式を採用した場合、現行制度の下では、都道府県内の弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会に対する意見照会等は法務局・地方法務局管内において一括して行っていたものを、市町村と国が分散して行うこととなり、弁護士会等団体に対する照会・回答のルートが輻輳し、事務手続が煩瑣になるなど、行政事務の効率性を著しく阻害し、国民から二重行政との非難も免れ得ないものと考える。

したがって、手挙げ方式による事務権限の移譲は適切ではないと考える。

【議会の意見を聞く義務付けの廃止】

人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担う点において、社会奉仕の精神で主として援助等を行う民生委員等の職務とは大きく異なり、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものである。

民生委員の委嘱の推薦に際しては、合議体である民生委員推薦会の意見を求めていいるところ、人権擁護委員の委嘱の過程で求められる市町村の議会の意見の聴取は、これに相当する機能を有する。

以上から、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難であると考えている。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	662	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正				
提案団体	川崎市				
制度の所管・関係府省	法務省				

求める措置の具体的内容

人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領について、地方の自由度を高め、創意工夫が可能となるよう更なる見直し・改正を行う。
また、委託要綱や実施要領の見直しを行うに当たり、地方の意見を取り入れるための仕組みを導入する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

法務省が、第4次見直し時に、一定水準の人権啓発活動の確保という観点から、地方交付税交付金による財源措置はできないという見解を示し、平成26年3月、人権啓発活動地方委託要綱及び人権啓発活動地方委託実施要領の改正が行われた。

【支障事例】

平成26年の見直しにおいて、自由度の面での委託要綱の改正を行ったが十分ではなく、第10条で委託費の種別相互間の配分変更の際に承認が必要であると定めていることや、実施要領の改正に伴い「ラッピングバスの運行」が削除され、また講師に対する講演料等謝金の上限額が20万円に設定されていることなど、依然として、事業執行に当たって制限となっている事項が多く残っており、創意工夫の妨げとなっている。また、国による委託要綱等の見直しは、委託事業を実際に執行している地方の意見を取り入れる仕組みがない中で行われていることから、必ずしも地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すようなものとなっていない。

【制度改正の必要性】

地方の自由度を高めるために委託要綱等の更なる見直しを行うことで、指定都市の他の事業との一体的な実施など創意工夫を活かした事業や、地域の実情や特性に合わせた効果的な活動や事業の展開が容易となる。また、地方の自由度が高まることで、地域特性に適した啓発を実施することが可能となり、全国一律的に同一事業を実施することによる非効率を防ぐことができる。例えばラッピングバスは大都市以外の地域では効果が低いと推測されるが、大都市では効果的である。

さらに、地方の意見を取り入れる仕組みを導入することで、委託要綱等のより効果的な見直しにつながる。

【懸念の解消策】

懸念なし。

根拠法令等

人権啓発活動地方委託要綱
人権啓発活動地方委託実施要領

全国において一定水準の啓発活動が行われることを担保するためには、あらかじめ地方公共団体が策定した事業計画を法務省が査定し、委託申入れを行うこととする現行の地方委託費による財源措置が相当である。この趣旨を維持しつつ地方委託費の執行の自由度を高める方策として、平成26年3月10日に人権啓発活動地方委託要綱の改正を行ったものである。

しかしながら、種別間の配分変更につき、承認を一切不要とすることは、国と地方との間で一旦確定した委託申入れ内容を地方の判断で一方的に変更することとなり、全国で一定水準の啓発活動が実施されることを担保しようという地方委託費による財源措置の制度意義を失わせることになることから、認めることは困難である。

また、講演料等の謝金の上限の見直しについては、近時の財政事情の下、講演会等にとどまらない各種人権啓発活動を全国で実施する観点上、応じることは困難である。

なお、地方公共団体の意見については、法務局・地方公共団体等で構成している人権啓発活動ネットワーク協議会や委託事業実施計画作成時におけるヒアリングの機会に法務局・地方法務局を通じて隨時伺うなどして制度の適切な運用に努めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

種別間の配分変更の承認については、全国で一定水準の啓発活動が実施されることを担保しつつ、地方の創意工夫や円滑な事業執行を促すために一定の基準を設けて部分的に承認を不要とすることは可能である。

講演料等の謝金の上限の見直しについては、講演会等にとどまらない各種人権啓発活動を全国で実施することが優先される点は理解できる。ただし、「ラッピングバスの運行」を削除した理由は明らかにされていない。

なお、人権啓発活動地域ネットワーク協議会等での意見聴取に対して回答する機会は特に設けられていないことから、地方の意見を取り入れる新たな仕組みを導入することにより、委託要綱等の効果的な見直しにつながる。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。また、財政措置の充実を図ること。

地方公共団体において策定される事業計画は、各地で生じている人権課題を踏まえ、人権啓発効果のみならずコスト面についても十分に検討いただいた上で、策定・提出されているものと理解している。すでに種別間の軽微な配分変更にとどまるものについて承認を不要としているところ、この軽微な配分変更を超えて事業計画を変更することは、実質的に新たな事業計画を策定するものと評価せざるを得ないことから、新たに一定の基準を設けて部分的に承認を不要とすることは困難と言わざるを得ない。

また、ラッピングバス事業については、事業経費規模が大きい反面、事業の効果について否定的な意見があったところ、効果検証を行った結果、全国各地で実施すべき事業としての効果が認められなかつたため地方委託事業としては廃止したものである。平成26年度からは新たに電車内又はバス車内における交通広告を事業化するなど、地方公共団体が効果的な啓発活動を行えるよう、随時事業内容の追加変更を行っているところである。

なお、ネットワーク協議会の席上等で地方公共団体から提出された意見については、法務局・地方法務局を通じて隨時把握し、制度の適切な運用に努めているところであるが、法務局・地方法務局に対して、ネットワーク協議会の充実を指示し、引き続き相互に意見交換ができるよう努めたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	15	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	----	------	--------------	------	-----

提案事項 (事項名)	人権擁護委員推薦の議会諮詢の廃止
---------------	------------------

提案団体	燕市
------	----

制度の所管・関係府省	法務省
------------	-----

求める措置の具体的内容

人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人権擁護委員の推薦には、人選、推薦日程等かなりの労力を要している。委員の再任、新任とも適任者と思って推薦したくともなかなか了解を得られないこともあり、かなりの日程が必要である。併せて、議会に承認を得るためにには任期満了の半年以上も前から選任の作業にかかり、議会提案のための議案作成が必要になることから、この承認手続きにかかる作業を少しでも省略することができれば、本人の了承を得たのちすぐに法務大臣への推薦が可能となり、手続き的に負担が軽減される。また、議会提案では承認されなかつたことはないため問題ないと考える。

根拠法令等

人権擁護委員法第6条第3項

人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ、これは、人権擁護委員が、人権侵犯事件の調査・措置に関する活動等を含む人権擁護活動を、地域社会に根ざして行うことが期待される立場にあることに鑑み、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととすることにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたものである。市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に適任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。

なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の委嘱の都度行うことを義務付けているものではないので、市町村における事務負担の軽減を図るため、平成25年度において、法務局から市町村に対して、市町村の実情等に応じて、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について、一括して意見を聞くことも可能である旨周知することとして、見直しを図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

人権擁護委員を議会推薦に因らない場合、民主的な方法でない、一党派に偏る等のご心配があると思われますが、6条前段に候補者の推薦範囲について述べられておりますし、また、第4項で推薦者が適当でないと認めるときは、法務大臣は他の候補者の推薦を求めることができるとしており、議会同意を得なくとも適正な人選が行えるものと考えます。

また、人権擁護委員の選任については、管内法務局からは、満了日の9か月ほど前に候補者の推薦についての案内が届きますので、そのころから委員の委嘱に向けてのお願いをします。候補者の再任がいただけないと、新たな候補者の選任となりますのでかなりの時間を要しているのが現状です。

また、議会開催の提案期限に間に合わなくなるようなことが起きれば、3か月の委嘱が遅れることになります。

仮に、再任の承諾を早めにいただくとしても、人事案件として提案するには、任期の3か月前が現実的であり、どこの市町村もそのような日程で行っているのが現状であると思います。

一定期間に推薦される候補者について、一括して意見を聞くことも可能とありますが、半年以上も先の委員の議会同意を得るのは現実的でないと考えます。

また、後任候補が決まらず議会提案が遅れてしまい、前任者が任期を引き継いでいる案件はかなりあると思います。

議会の同意を省くことができれば、後任候補者をより早く推薦することが可能になり、合併により人権擁護委員が増えている現状ではかなりの負担軽減となるものと期待できます。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推薦を事実上抑制し、適任者を推薦する仕組みを制度的に担保する必要がある。多くの市長村において、議会で反対意見等がないことは、現状における仕組みが円滑に機能している証左でもあると考えている。

したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難である。

なお、現状において、委嘱回数は年4回ではあるものの、議会における意見聴取は年2回とし、事務負担の軽減を図っている市町村もあると承知している。法務局からの推薦依頼の時期や方法において改善すべき点がある場合は、事務改善につながるよう法務局と十分協議願いたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	103	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項 (事項名)	人権擁護委員推薦の議会諮詢の廃止
---------------	------------------

提案団体	栃木市
------	-----

制度の所管・関係府省	法務省
------------	-----

求める措置の具体的内容

人権擁護委員候補者の推薦に当たり、議会の意見を聞く義務付けを廃止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人権擁護委員の推薦については、議会の意見を聞くことが義務付けられているため、推薦が必要となる都度、市議会定例会に議案提出しているが、推薦手続きにおいては、法務局が弁護士会及び人権擁護委員連合会の意見を求める規定もあり、市町村議会の意見を義務付ける必然性はないと思われる。

地方議会の諮詢の義務付けを廃止することで、国が委嘱する委員の市町村推薦手続きが簡素化され、議会及び市町村の業務負担が減少する。

根拠法令等

人権擁護委員法第6条第3項

人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ、これは、人権擁護委員が、人権侵犯事件の調査・措置に関する活動等を含む人権擁護活動を、地域社会に根ざして行うことが期待される立場にあることに鑑み、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととすることにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたものである。こうした同条項の趣旨に鑑みると、人権擁護委員の職責にふさわしい人材を確保するためには、市町村の議会の意見を聞くこととする現行の仕組みを維持することが不可欠である。

また、同条第2項において、市町村長が推薦した者の中から法務大臣が委嘱を行うに当たり、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会の意見を聞くこととしているところ、弁護士会については、人権擁護を使命とする弁護士の公的団体であることから、また、当該都道府県人権擁護委員連合会については、当該都道府県における人権擁護委員の団体であることから、それぞれの団体の立場及び視点から意見を得ることを目的としている。すなわち、これらの手続は、議会の意見を聞く手續とは、段階及び目的を異にしているものである。

したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に適任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。

なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の委嘱の都度行うことを義務付けているものではないので、市町村における事務負担の軽減を図るため、平成25年度において、法務局から市町村に対して、市町村の実情等に応じて、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について、一括して意見を聞くことも可能である旨周知することとして、見直しを図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

人権擁護委員の推薦は、法務局からの推薦依頼により、任期満了の半年前から地域の活動状況、人格等を考慮し、選定しているところであり、合併により地域も広がり、状況等を把握するのに多くの時間、労力を費やしている状況である。

現状においても、人選段階で、地元の有識者等の意見を聞き、幅広く情報収集している状況であり、民意は多角的に十分反映されていると考える。1党派に偏ることを危惧する必要はそれほどないと考える。

昨年度も同様の意見が他市からでており、多くの市町で同じように考えていると思われ、実務側の感覚とずれがあるように思われる。

また、平成25年度に見直しが図られているというものの、法務局からの推薦依頼は、任期満了の度にあり、市町村としては、その推薦依頼に基づき、その都度議会に諮問せざるを得ない。

法務局は、一定期間に推薦されることが予想されている委員候補について、市と協議し、一括して推薦依頼するなど、市町村における事務の簡素化を図られたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担い、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものであり、市町村長の恣意的な推薦を事実上抑制し、適任者を推薦する仕組みを制度的に担保する必要がある。多くの市長村において、議会で反対意見等がないことは、現状における仕組みが円滑に機能している証左でもあると考えている。

したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難である。

なお、現状において、委嘱回数は年4回ではあるものの、議会における意見聴取は年2回とし、事務負担の軽減を図っている市町村もあると承知している。法務局からの推薦依頼の時期や方法において改善すべき点がある場合は、事務改善につながるよう法務局と十分協議願いたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

法務省 第2次回答

管理番号	318	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
------	-----	------	--------------	------	-----

提案事項 (事項名)	人権擁護委員候補推薦の議会諮詢の廃止
---------------	--------------------

提案団体	萩市
------	----

制度の所管・関係府省	法務省
------------	-----

求める措置の具体的内容

人権擁護委員候補者の推薦にあたり、議会の意見を聞く義務付けの廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

人権擁護委員の候補者の推薦に当たっては、市長村長は市町村議会の意見を聞いて委員候補者を推薦することが求められている。

人権擁護委員の任期は3年間であるが、任期満了日が、それぞれの委員によって異なるため、年4回の人権擁護委員の任期の始期にあわせた推薦が必要で、該当委員の任期満了から逆算すると、半年以上前からの事務作業を要し、その手続きが負担となっている。

また、居住する市町村を区域とする国の委員を市町村長が推薦後、議会諮詢が必要なのは人権擁護委員だけであり、行政相談員、民生委員などの推薦手続きと差がある。

以上のことから、事務手続き等の簡略化を図るため、人権擁護委員の推薦は市町村長の権限とし、議会の意見を聞く義務付けの廃止を求める。

根拠法令等

人権擁護委員法第6条第3項

人権擁護委員法第6条第3項は、市町村長が人権擁護委員の候補者を推薦するに当たって、当該市町村の議会の意見を聞くこととしているところ、これは、人権擁護委員が、人権侵犯事件の調査・措置に関する活動等を含む人権擁護活動を、地域社会に根ざして行うことが期待される立場にあることに鑑み、市町村長の推薦によるだけでなく、その推薦に当たって当該市町村の議会の意見を聞くこととすることにより、各地域社会における民意をより多角的かつ的確に反映させることができる仕組みとし、一党派に偏ることなく、当該地域社会において高く信頼される人材を人権擁護委員の候補者として確保しようとしたものである。こうした同条項の趣旨に鑑みると、人権擁護委員の職責にふさわしい人材を確保するためには、市町村の議会の意見を聞くこととする現行の仕組みを維持することが不可欠である。

また、人権擁護委員以外の委員等についても、その職責等に応じた適切な選任の仕組みがそれぞれ定められているものと思われるところ、人権擁護委員については、憲法の理念に基づき国が行う人権擁護活動の一翼を担う職責に鑑み、民主的な選任がより強く要請されることから、現行の推薦の手続が定められているものである。

したがって、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定は、人権擁護委員に適任者を得るための民主的な方法として必要不可欠であるから、これを廃止する法改正は困難である。

なお、人権擁護委員法は、市町村議会への意見聴取を年4回の委嘱の都度行うことを義務付けているものではないので、市町村における事務負担の軽減を図るため、平成25年度において、法務局から市町村に対して、市町村の実情等に応じて、市町村議会への意見聴取を推薦の都度行うのではなく、一定期間に推薦されることが予定されている委員候補者について、一括して意見を聞くことも可能である旨周知することとして、見直しを図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

人権擁護委員法第6条第2項により、委嘱は、市町村長推薦の候補者に、弁護士会及び都道府県人権擁護委員連合会が意見を付す規定がある中で、市議会の意見を義務付ける必然性はないと考えられる。また、地域社会において高く信頼されている民生委員の推薦においても議会の同意を要しないものである。

なお、人権擁護委員の委嘱については、人権擁護委員法第6条第3項に基づき、年4回の委嘱発令が行われ、推薦を行っているが、法務局の委嘱事務の効率化及び市町の事務負担の軽減、組織体活動の安定化を図る観点から、各法務局の実情に応じ、委嘱回数を集約する弾力的運用が開始されることとなっており、山口地方法務局では、年4回から年2回に変更することに関する意見照会があったところ。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

弁護士会や都道府県人権擁護委員連合会においては、市町村長から推薦された個々の候補者について、それぞれの団体の立場及び視点から意見を付すものであり、議会の意見を聞く手続とは、段階及び目的を異にするものである。

また、人権擁護委員は、人権侵害行為による被害の司法的救済を補完する人権侵犯事件につき、対立当事者間の紛争を調査して証拠を収集するという職務を担う点において、社会奉仕の精神で主として援助等を行う民生委員等の職務とは大きく異なり、国民の権利に深く関わる職責を有する立場にあることから、中立・公正性を担保する民主的な選任がより強く要請されるものである。

民生委員の委嘱の推薦に際しては、合議体である民生委員推薦会の意見を求めているところ、人権擁護委員の委嘱の過程で求められる市町村の議会の意見の聴取は、これに相当する機能を有する。

以上から、市町村長が人権擁護委員の推薦に当たり、市町村議会の意見を聞くという人権擁護委員法第6条第3項の規定を改正することは困難であると考えている。

なお、御指摘のあったとおり、委嘱発令回数等を任意に選択できるよう見直しを行い、現在、法務局において調整を図っているところである。人権擁護委員の委嘱事務の効率化及び市町村の事務負担の軽減に資する観点から導入するため、実施に当たっては、各地の実情に応じた事務改善につながるよう法務局と十分協議されるようお願いしたい。